

---

# 令和元年度 第5回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和2年1月17日（金）15：30～17：00

場 所 エスポワールいわて 2階 大ホール

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

加藤専門委員長

3 議 事

（1）大規模施設整備事業の事前評価について〈継続審議〉

・盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（盛岡市）

（2）その他

4 閉 会

## 岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
秋 山 信 愛	税理士法人秋山会計事務所 所長 公認会計士・税理士	企業会計	
加 藤 徹	宮城大学 名誉教授	農業土木 農村計画	専門委員長
狩 野 徹	岩手県立大学社会福祉学部 教授	都市計画 建築計画	(欠席)
河 野 達 仁	東北大学大学院情報科学研究科 教授	費用便益分析 交通・都市計 画	
越 谷 信	岩手大学理工学部 教授	地質学	副専門委員長
島 田 直 明	岩手県立大学総合政策学部 准教授	植生学 環境生態学	
竹 内 貴 弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	
松 山 梨 香 子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	

(敬称略)

令和元年度第5回大規模事業評価専門委員会  
配付資料一覧

○資料 No. 1 大規模事業評価専門委員会における審議概要について

○資料 No. 2-1、2 事前評価補足説明資料  
盛岡南公園野球場（仮称）整備事業

○資料 No. 3 大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果

---

○参考資料 大規模事業評価に係る答申（案）の検討について

## 大規模事業評価専門委員会における審議概要

## ➤ 審議対象（事前評価 1 件）

・盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（盛岡市）
------------------------

## ➤ 審議状況

諮問審議 令和元年 12 月 20 日 第 4 回大規模事業評価専門委員会

## ➤ 主な質疑等の概要及び審議論点

## (1) 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（盛岡市）

第 4 回委員会質疑等の概要	
専門委員からの主な質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 基本構想時点の事業費約 121 億円に対して今回の基本設計後の事業費約 109 億円と 12 億円縮減となっているが、その内訳はどのようなになっているか。	(スポーツ振興課) 基本構想時と基本設計時を比べると球場など整備費で 13 億円縮減、運営・維持管理費 1 億円増となり、計 12 億円縮減となった。なお、運営・維持管理費が増となった理由として岩手県・盛岡市で想定していたよりもスポーツイベント等の開催が多くなったことによるもの。
② 整備地が「田園・丘陵景観地域（景観形成地域）」となっていることから、整備に当たり、例えば、木の配置を密にするなど新たに田園風景を作るような工夫をしていただきたい。	(スポーツ振興課) 実施設計において、配慮したい。
③ 調書において、「事業費の圧縮」という表現があるが、「圧縮」の表現を修正したほうがよい。	(スポーツ振興課) 表現を修正する。
④ 利用料金の考え方について説明すること。	(スポーツ振興課) <u>第 5 回の委員会で説明する。</u>
⑤ 費用対効果分析算定結果について説明説明すること	(スポーツ振興課) <u>第 5 回の委員会で説明する。</u>

※ゴシック部分が継続審議となったものである。

事前評価補足説明資料 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業

直接利用価値の計算内訳

ゾーン名	利用交通手段の割合 を踏まえた旅行費用 (注様)	ゾーン別の来場者見込み (15歳以上)	15～19歳 一人あたり年間所要 (回/年)	15～19歳 一人あたり 消費額 (円/年)	15～19歳 一人あたり 消費額 (円/年)	20～29歳 一人あたり 消費額 (円/年)	20～29歳 一人あたり 消費額 (円/年)	20～29歳 一人あたり 年間所要 (回/年)	20～29歳 一人あたり 消費額 (円/年)	30～49歳 一人あたり 消費額 (円/年)	30～49歳 一人あたり 消費額 (円/年)	30～49歳 一人あたり年間所要 (回/年)	30～49歳 一人あたり 消費額 (円/年)	50～歳 一人あたり 消費額 (円/年)	50～歳 一人あたり 消費額 (円/年)
盛岡市役所	1,268	33,367	0.2193	1,579,609	12,856,441	9,321,075	546,460	0.1295	9,321,075	0.3218	2,491,655	0.1880	108,897,773	717,803	58,481,354
郡庁総合支所	481	47,536	0.5567	3,801,139	16,687,002	9,690,244	1,090,752	0.3378	9,690,244	0.8128	6,099,483	0.4924	163,862,611	1,347,782	55,439,671
玉山総合事務所	2,829	1,650	0.0634	368,979	3,689,979	394,019	233,424	0.0519	394,019	0.0864	595,654	0.0783	2,622,827	344,165	4,606,653
宮古市役所	7,393	1,670	0.0301	129,536	307,519	316,346	82,511	0.0209	316,346	0.0428	187,349	0.0310	2,388,886	121,056	3,894,296
大船渡市役所	8,723	1,369	0.0468	163,014	245,825	178,677	69,386	0.0215	178,677	0.0714	251,296	0.0299	2,145,296	95,261	2,020,096
花巻市役所	3,093	6,800	0.0720	453,770	2,808,988	1,839,598	240,866	0.0499	1,839,598	0.1022	678,082	0.0740	15,315,848	344,243	17,583,993
北上市役所	4,501	6,493	0.0866	585,844	2,608,763	1,801,184	220,490	0.0409	1,801,184	0.1318	916,377	0.0573	23,645,657	294,515	12,339,601
久慈市役所	11,125	826	0.0273	34,196	53,565	16,622	16,622	0.0132	16,622	0.0404	49,338	0.0218	430,338	26,222	491,209
遠野市役所	6,667	854	0.0291	135,247	142,009	165,664	95,428	0.0224	165,664	0.0404	191,410	0.0336	1,674,001	141,769	2,354,362
一関市役所	7,752	4,281	0.0430	183,018	1,003,122	709,482	66,512	0.0224	709,482	0.0645	278,301	0.0320	1,761,904	121,219	8,164,364
陸前高田市役所	9,589	597	0.0366	98,480	77,603	54,747	47,074	0.0185	54,747	0.0552	149,515	0.0262	638,877	66,094	758,622
釜石市役所	8,021	1,219	0.0389	156,088	197,451	190,414	77,815	0.0212	190,414	0.0579	235,526	0.0305	1,920,947	110,066	2,330,088
七尾市役所	4,595	860	0.0373	143,321	162,956	140,991	149,379	0.0209	140,991	0.0504	212,852	0.0304	1,341,394	113,550	1,727,203
奥州市役所	5,760	5,499	0.0553	315,649	2,094,844	1,287,897	144,189	0.0297	1,287,897	0.0824	482,253	0.0479	13,132,226	200,253	12,762,494
滝沢市役所	2,277	6,469	0.1397	1,048,684	3,420,808	2,304,568	382,247	0.0752	2,304,568	0.2083	1,645,978	0.1078	24,181,070	506,583	11,746,647
磐石町役場	2,997	1,040	0.0522	261,431	193,198	266,199	210,561	0.0476	266,199	0.0689	358,189	0.0726	1,310,971	317,282	3,012,593
若手町役場	6,744	183	0.0238	103,956	117,941	86,548	26,387	0.0213	86,548	0.0316	139,972	0.0324	150,190	194,171	575,997
紫波町役場	4,583	589	0.0394	212,899	117,946	146,955	152,461	0.0221	146,955	0.0538	300,294	0.0484	821,604	226,882	1,822,090
矢作町役場	1,238	4,947	0.1446	722,929	1,104,635	1,021,599	400,156	0.1184	1,021,599	0.1972	1,072,868	0.1788	8,363,006	575,640	9,296,007
西和賀町役場(瀬田庁舎)	1,014	6,144	0.2415	1,594,614	2,333,842	1,769,453	580,910	0.1561	1,769,453	0.3483	2,503,000	0.2295	17,806,346	769,257	9,414,304
西和賀町役場(沢内庁舎)	6,357	88	0.0237	105,290	8,107	16,162	95,634	0.0223	95,634	0.0310	139,359	0.0341	57,276	145,731	299,332
金ケ崎町役場	5,317	703	0.0487	280,615	204,849	133,675	147,250	0.0290	133,675	0.0394	193,256	0.0444	87,545	203,807	420,249
平磯町役場	6,262	342	0.0544	294,364	90,787	130,868	70,145	0.0280	130,868	0.0817	462,055	0.0442	1,670,327	210,061	1,634,903
住田町役場	7,384	152	0.0227	92,477	152,259	76,101	25,342	0.0196	76,101	0.0305	125,971	0.0297	135,041	114,916	421,281
大畑町役場	9,269	315	0.0301	88,156	40,728	38,643	49,164	0.0177	49,164	0.0441	130,663	0.0257	338,679	70,804	476,087
山田町役場	9,751	413	0.0298	74,920	52,070	40,986	42,462	0.0171	40,986	0.0439	111,405	0.0247	392,479	58,855	524,807
若菜町役場	8,224	226	0.0189	66,233	18,545	32,130	59,062	0.0173	59,062	0.0250	88,160	0.0264	156,220	89,856	566,004
田野畑村役場	9,612	73	0.0199	50,769	6,042	38,367	6,983	0.0155	38,367	0.0274	70,701	0.0222	57,435	57,435	121,130
善代村役場	12,410	54	0.0215	0.000	0	0	0	0.0131	0	0.0313	0.000	0	0.0191	0.000	0
軽米町役場	9,327	221	0.0245	69,432	24,440	45,134	45,134	0.0167	45,134	0.0349	100,009	0.0246	181,117	66,391	377,235
野田村役場	11,402	91	0.0254	25,117	4,119	14,183	3,844	0.0146	14,183	0.0375	37,149	0.0211	31,985	20,463	49,460
九戸村役場	7,769	164	0.0289	116,841	22,550	23,560	74,556	0.0199	23,560	0.0411	168,928	0.0295	184,977	109,411	397,817
洋野町役場(雄市庁舎)	11,568	274	0.0296	24,627	13,126	8,199	12,441	0.0132	8,199	0.0445	37,086	0.0216	83,852	17,637	120,477
洋野町役場(大野庁舎)	11,188	107	0.0224	26,618	6,628	16,630	5,438	0.0142	16,630	0.0324	38,645	0.0219	42,123	24,337	72,087
一戸町役場	7,608	372	0.0291	120,576	57,033	77,628	77,628	0.0203	77,628	0.0412	174,018	0.0301	438,003	114,048	909,544
小計				46,576,790	32,903,881	403,243,416	229,467,481	711,791,268							

上記表の合計額711,791千円/年を基準年からの50年間に現在価値化※をすると15,902百万円となるもの。

※ 改訂第4版大規模公園費用対効果分析手法マニュアル(平成29年4月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課(平成30年8月一部改訂))に基づいて、基準年から50年間の各年において割引率4%で現在(基準年)価値に割り戻すもの。  
本事業では、単年の便益711,791千円を基準年(令和5年度)から50年間の各年で現在価値に割り戻した額の総和が15,902百万円となるもの。

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業  
事前評価関係資料

- 1 大規模施設整備事業 事前評価調書の概要
- 2 大規模施設整備事業 事前評価調書 等

※ 朱書き箇所が今回変更箇所

岩手県 文化スポーツ部

# 大規模施設整備事業事前評価調書の概要 (盛岡南公園野球場（仮称）整備事業)

担当部課：文化スポーツ部スポーツ振興課

## 1 事業概要（所在市町村：盛岡市）

- 事業目的： 県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場と盛岡市営野球場の代替となる、新野球場（別棟の屋内練習場を含む）を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。
- 事業内容： 施設の概要及び規模
  - ①建設予定地： 盛岡南公園内（盛岡市永井7地割16-2外）
  - ②施設規模： ・野球場 フィールドサイズ：両翼100m、中堅122m  
収容人数：20,000人（うち内野席12,000席以上）  
（このうち、内野席に50席、外野席に50席、計100席の車いす席を設定）  
・屋内練習場 フィールドサイズ：50m×50m  
（天井高さ12.0m、建物高15.3m（最高点））
- 事業期間： （施設整備） 令和2年度～令和4年度  
（運営・維持管理） 令和5年度～令和19年度
- 総事業費（推定）： 全体事業費 10,885百万円
- 経緯： ① 「盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 整備基本計画」を盛岡市と共同で策定し、同計画を平成31年4月に公表。  
② 令和元年9月に岩手県政策評価委員会から盛岡南公園野球場（仮称）整備事業の事前評価（基本構想作成後）について「事業実施」とした県の評価は妥当との答申を受領。

## 2 事業の必要性

- 県営野球場は、昭和45年の岩手国体時に建設された球場であり、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されている施設であるが、老朽化が著しいこと、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから早急に対策を講じる必要がある。本事業はこれらの問題を解決することが可能であり、既存の県営野球場に代替する施設整備であるため、県が行う必要がある。

## 3 事業の有効性

- 盛岡南公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、野球場の建設により相乗効果が期待できる。
- グラウンドを人工芝とすることで、既存の県営野球場・市営野球場と比較し、利用期間が延びることにより、利用者の増加が見込まれる。
- 野球以外にも多目的に利用できる屋内練習場を整備することで、利用者の増加が見込まれる。
- 屋内練習場等の設置により、子どもから高齢者まで幅広い年代で遊びやスポーツを通じ、子どもの心身の成長につながる場となるとともに、生きがいつくりや交流の場となる。
- 屋内練習場には、年齢や障がいの有無にかかわらず通年利用可能なトレーニングルームの設置に加え、ランニングコースを設けるなど、地域の身近な健康増進の場となる。
- 屋内練習場は災害発生時に帰宅困難者の一時避難場所としての機能や現地対策室としての機能も想定される。
- グラウンドの人工芝化による利用期間の延長に加え、冬季でも利用可能な屋内練習場の設置により、野球競技にとどまらない本県選手の競技力向上が見込まれる。

#### 4 環境保全と景観への配慮

- 環境に対する影響及び保全対策については、次の事項に配慮して事業実施することとしている。
  - ① 省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、及び廃棄物の適正処理。
  - ② 環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）。
- また、建設予定地内に、希少な植物の生息が確認されており、今後、盛岡市及び事業者との協議を進め、生息環境を保全する取組を実施する。
- 景観に対する影響及び配慮については、整備地が盛岡市景観条例において「田園・丘陵景観地域（景観形成地域）」とされていることから、本事業は盛岡市景観計画に沿って景観に配慮の上、実施される。

#### 5 総合評価

- 県営野球場は、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されてきたが、建設後49年が経過して老朽化が著しく進行していること、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要がある。
  - また、同様の課題を抱える盛岡市と共同で新野球場を整備することにより、それぞれが単独で整備する場合に比較して経費の圧縮事業費の縮減が可能である。なお、費用便益比は~~1.921~~.49である。
  - 更に、新野球場に併設される屋内練習場は、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設となっており、新野球場とともに県内のスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興にも繋がるものである。
  - なお、本事業の実施に当たっては、希少野生動植物の保全に向けた取組を実施するなど、環境保全対策を講じる。
- 以上のことから、「事業実施」とするものである。



施設の名称	盛岡南公園野球場（仮称）整備事業												
担当部課名	文化スポーツ部スポーツ振興課	建設予定地	盛岡市（盛岡南公園内）										
県の計画との関連	計画：いわて県民計画（2019～2028） （政策）Ⅰ 健康・余暇 （政策項目）4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、 生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます （具体的な推進方策）ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実												
事業概要	(1) 事業目的 県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場（以下「県営野球場」という。）と盛岡市営野球場（以下「市営野球場」という。）の代替となる、新野球場（別棟の屋内練習場を含む）を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。												
	(2) 事業の特徴 ア 県と盛岡市の共同整備事業 高校野球や都市対抗野球、大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、プロ野球1軍公式戦にも対応できる高規格な野球場を、スポーツ施設では全国初となる、県と市の共同で整備しようとするものである。 イ PFI手法（BTO方式）の導入 県と盛岡市による共同整備を前提とし、事業費の圧縮縮減や平準化が期待される民間活力を活用した整備手法について、盛岡市が平成29年度に実施した民間活力の導入可能性調査の結果を踏まえ、財政負担の平準化や民間事業者の運営手法のノウハウを活用し、利用者に安定的なサービス提供が期待できることなどを理由に、PFI手法を導入している。												
	(3) 事業目標 ア 目標 <table border="1" data-bbox="327 1220 1417 1317"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標年次</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設年間利用者数</td> <td>H29</td> <td>140,000人</td> <td>R5※</td> <td>151,000人</td> </tr> </tbody> </table> ※通年利用開始初年度（R5年度）			指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値	施設年間利用者数	H29	140,000人	R5※	151,000人
	指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値								
施設年間利用者数	H29	140,000人	R5※	151,000人									
イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠 ① 県民のスポーツを楽しむ場を提供するため、新野球場を整備することから、当該施設の利用者数を指標とするものである。 ② 目標値は、「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン政策推進プラン（2019年度～2022年度）」において、県営野球場を含む県営スポーツ施設（9施設）の年間利用者数及び市町村のスポーツ施設の利用者数を指標としていることから、当該指標に基づき県営野球場と市営野球場の利用者を計算し、設定したものである。													
(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢 ア 県営野球場 県営野球場は、昭和45年に建設され、昭和58年及び平成5年に大規模な改修工事を行っているが、球場及びスタンド下に設置される屋内練習場は経年により老朽化が著しく進行しており、早急に対策を講じる必要がある。 イ 市営野球場 市営野球場は、昭和13年に建設され、昭和57年から昭和60年にかけて大規模な改修を行っているが、改修後約30年が経過し、老朽化が著しく、設備の機能や安全性においてサービス水準が著しく低い施設となっており、新野球場の整備が急務となっている状況である。													

事業概要	<p>(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など</p> <p>ア ～平成 28 年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、県営野球場を含む県営スポーツ施設の総合的なあり方を検討。</li> <li>・ 盛岡市は、盛岡南公園内に新たに野球場を整備することを検討。</li> </ul> <p>イ 平成 29 年 6 月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、盛岡市との間で、新野球場の共同整備のあり方について検討。</li> <li>・ 盛岡市は、施設整備に係る民間活力導入可能性調査を実施。</li> </ul> <p>ウ 平成 30 年 2 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、盛岡市が実施した民間活力導入可能性調査結果等を踏まえ、同市と共同で新野球場を整備する方向で、整備手法も含め、協議を進めることを決定。</li> </ul> <p>エ 平成 30 年 12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、盛岡市と共同で整備するための基本的な事項が明確になってきたことから、同市と協議するため、岩手県議会において、「野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」を締結することについて、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議決。</li> </ul> <p>オ 平成 31 年 1 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と盛岡市は、「野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」を締結。</li> </ul> <p>カ 平成 31 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と盛岡市は、PFI 手法の導入を基本とする「盛岡南公園野球場(仮称)整備事業整備基本計画」を策定。</li> <li>・ 事業者の募集を開始。</li> </ul> <p>キ 令和元年 9 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県政策評価委員会から盛岡南公園野球場(仮称)整備事業の事前評価(基本構想作成後)について「事業実施」とした県の評価は妥当との答申を受領。</li> </ul> <p>ク 令和元年 12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盛岡南公園野球場(仮称)整備事業の優先交渉権者として「清水建設グループ」を選定。</li> </ul>
	<p>(6) 事業の内容</p> <p>ア 事業主体 岩手県・盛岡市 (設計、施工、運営・維持管理を一体とした P F I 手法を導入。また、発注・契約等の事務は盛岡市が行うこととしている。)</p> <p>イ 施設の概要及び規模(施設延べ面積、敷地面積等) 建設予定地 盛岡南公園内(盛岡市永井 7 地割 16-2 外) ※19.7ha のうち未開設区域の 9.18ha</p> <p>施設規模</p> <p>① 野球場 フィールドサイズ：両翼 100m、中堅 122m 収容人数：20,000 人(うち内野席 12,000 席) (このうち、内野席に 50 席、外野席に 50 席、計 100 席の車いす席を設定)</p>

- ② 屋内練習場  
フィールドサイズ：50m×50m（天井高さ 12.0m、建物高 15.3m（最高点）  
（墨間を確保した内野の守備練習が可能であり、フットサルなど多目的な競技にも対応可能）

- ③ 駐車場  
1,000 台（車いす用駐車場 40 台含む）

ウ スケジュール

- ① 計画期間（施設整備） 令和 2 年度 ～ 令和 4 年度  
（運営・維持管理） 令和 5 年度 ～ 令和 19 年度

- ② 今後のスケジュール

令和元年度 事業者選定、基本協定書締結、事業契約書締結  
令和 2 年度 設計  
令和 3 年度 ～ 令和 4 年度 建設工事  
令和 5 年度 供用開始（令和 5 年 4 月 1 日）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
基本構想（盛岡市）	→							
整備基本計画			→					
実施方針・ 要求水準等検討			→					
事業者選定				→				
設計					→			
建設工事						→	→	
供用開始								→

事業概要

(7) 整備事業費と収支計画

整備事業費及び収支計画の数値については、事業者提案に基づく数値であり、事業契約締結までに事業者との協議の結果、変動する可能性があるもの。

ア 事業費

(百万円)

	施設整備費	運営・維持管理費	合計
事業費	8,265	2,620	10,885

【うち県負担分】

(百万円)

	施設整備費	運営・維持管理費	合計
事業費	3,306	1,310	4,616

【うち盛岡市負担分】

(百万円)

	施設整備費	運営・維持管理費	合計
事業費	4,959	1,310	6,269

\* 運営等業務期間 15 年間を含めた事業費。

【県と盛岡市の負担割合】

施設整備費 県：盛岡市 = 40% : 60%

運営・維持管理費 県：盛岡市 = 50% : 50%

イ 年度別事業計画

(百万円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
112	3,274	3,269	4,230

【うち県負担分】

(百万円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
45	1,310	1,308	1,953

【うち盛岡市負担分】

(百万円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
67	1,964	1,961	2,277

ウ 財源

(百万円)

国庫支出金	その他特定財源	県債・市債*	一般財源
0	0	5,172	5,713

【うち県負担分】

(百万円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
0	0	2,068	2,548

【うち盛岡市負担分】

(百万円)

国庫支出金	その他特定財源	市債	一般財源
0	0	3,104	3,165

事業概要

\* 県・盛岡市ともに以下の起債充当を予定。

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債（充当率：90%、交付税措置率：50%）
- ・ 一般単独事業債（充当率：75%）

エ コスト縮減への取り組み

- ① 既存の市有地を活用する計画とした。
- ② 県と盛岡市それぞれが単独で整備する場合に比較して経費の圧縮事業費の縮減が可能となることから、共同で整備を行う計画とした。
- ③ 民間の創意工夫による県民サービスの向上や財政負担の軽減が図られることなどから、PFI手法を導入した結果、1,236百万円の縮減が図られた。

才 収支計画（令和5年度）※施設供用初年度

事業概要

項目		金額（千円）	内訳
収入見込	施設使用料等	41,459	施設使用料等
支出見込	事業者運営 維持管理経費	189,659	施設運営費 96,262 施設維持管理費 54,559 事業者管理運営業務費 38,838
収支差額		△148,200	指定管理料として県・盛岡市が負担

【県負担分】

指定管理料として、県：盛岡市 = 50% : 50%で負担。 74,100（千円）

※ 収支については、事業者の提案した金額であり、利用者の状況等により収支の増減があり得ること。

事業の必要性	<p>(1) 事業実施の必要性</p> <p>ア 県計画との関連</p> <p>いわて県民計画（2019～2028）の10の政策分野のうち、「I健康・余暇」の「4幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます」において、県民がスポーツを楽しむ場を提供するため、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等を実施すると位置づけられている。</p> <p>また、岩手県スポーツ推進計画においても、県営野球場については、公認野球規則の基準を満たす高規格な野球場を、財政面を考慮しつつ効率的に整備を進めるとしている。</p> <p>両計画を踏まえ、県民がスポーツを楽しめる環境を整備するため、老朽化した県営野球場を新たな野球場として盛岡市と共同整備しようとするものである。</p> <p>イ 課題や県民のニーズとの関連</p> <p>県営野球場・市営野球場ともに老朽化が著しく、大規模な改修が必要な時期にきていること、両施設とも公認野球規則の基準を満たしていないことなどが課題として挙げられる。</p> <p>県内野球関係団体やプロ野球主催団体からは、公認野球規則の基準を満たす野球場の整備に加え、雨天や冬季期間等に内野手の連携守備練習が可能な規模の屋内練習場の整備についても強い要望が寄せられており、さらには、多目的に活用できる屋内スポーツ施設の整備を県民やスポーツ競技団体等から求められている状況である。</p> <hr/> <p>(2) 県が実施（関与）する必要性</p> <p>県営野球場は、昭和45年の岩手国体時に建設された球場であり、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されている施設であるが、老朽化が著しいこと、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから早急に対策を講じる必要がある。本事業はこれらの問題を解決することが可能であり、既存の県営野球場に代替する施設整備であるため、県が行う必要がある。</p> <p>また、県では、スポーツを通じた健康増進やスポーツ大会・合宿実施等のスポーツツーリズムの取組を推進し、交流人口の拡大を通じた地域活性化を促進することとしている。新野球場はスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興に繋がることから、政策の目的達成の上でも有効なものである。</p> <hr/> <p>(3) 緊急に取り組む必要性</p> <p>県営野球場は、建設後49年が経過し、スタンドの雨漏りをはじめとして、施設の老朽化が著しく進行していること、加えて、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要がある。</p>
--------	--

事業の有効性	<p>(1) 定量的な効果 ※ 数値で把握できる効果（利用者数、経済波及効果等）</p> <p>ア 盛岡南公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、野球場の建設により相乗効果が期待できること。</p> <p>イ グラウンドを人工芝とすることで、既存の県営野球場・市営野球場と比較し、利用期間が延びることにより、利用者の増加が見込まれること。</p> <p>ウ 野球以外にも多目的に利用できる屋内練習場を整備することで、利用者の増加が見込まれること。</p> <hr/> <p>(2) 定性的な効果 ※ 数値で把握しきれない効果</p> <p>ア 屋内練習場等の設置により、子どもから高齢者まで幅広い年代で遊びやスポーツを通じ、子どもの心身の成長につながる場となるとともに、生きがいつくりや交流の場となること。</p> <p>イ 屋内練習場には、年齢や障がいの有無にかかわらず通年利用可能なトレーニングルームの設置に加え、ランニングコースを設けるなど、地域の身近な健康増進の場となること。</p> <p>ウ 屋内練習場は災害発生時に帰宅困難者の一時避難場所としての機能や現地対策室としての機能も想定されること。</p> <p>エ グラウンドの人工芝化による利用期間の延長に加え、冬季でも利用可能な屋内練習場の設置により、野球競技にとどまらない本県選手の競技力向上が見込まれること。</p>
--------	---

(1) 費用便益分析 (B/C) ※ 事業の効果を金額に換算 (便益) 後に、費用と効果について分析する

ア 費用便益分析

基準年 令和 5 年

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
費 用 項 目	PFI 事業費	<del>12,641</del> 10,903	
	①PFI サービス対価	<del>11,034</del> 9,096	
	②用地費相当額	<del>1,607</del> 1,807	
	維持管理等コスト	<del>7,965</del> 2,996	
	③指定管理料 (PFI 事業期間後)	<del>4,752</del> 1,464	
	④大規模修繕費	<del>3,213</del> 1,532	
	<del>総費用 (現在価値換算前の合計) 総費用 C</del>	<del>20,606</del> 13,899	
便 益 項 目	⑤直接利用価値 (トラベルコスト)	<del>21,512</del> 15,902	
	⑥間接利用価値 (環境価値)	<del>10,901</del> 153	
	⑦間接利用価値 (防災価値)	<del>27,236</del> 4,644	
	<del>総便益 (現在価値換算前の合計) 総便益 B</del>	<del>59,649</del> 20,699	
<del>総費用 C</del> <del>(50 年間の現在価値換算での累計)</del>		<del>13,899</del>	
<del>総便益 B</del> <del>(50 年間の現在価値換算での累計)</del>		<del>26,653</del>	
費用便益比 (B/C)		<del>1.92</del> 1.49	

※各項目の金額は基準年からの 50 年間における費用及び便益を現在価値化したもの。

事業の効率性

- ①PFI サービス対価：本事業で事業者に対して支払う、施設整備費及び運営・維持管理費等を計上したものの。(大規模修繕を除く。)
- ②用地費相当額：本事業において、用地取得は発生しないものの、「仮に対象敷地を売却した場合得られたはずである利益」について潜在的な発生費用とみなしており、近傍地の平成 31 年の公示地価を単価として計上。
- ③指定管理料：本事業の事業期間終了後の指定管理料を計上。(35 年間：R20～R54)
- ④大規模修繕費：供用開始後 50 年間のスタンドの改修など大規模な修繕費を計上。
- ⑤直接利用価値：健康増進、レクリエーションの場の提供など、直接的に野球場を利用することによって生じる価値を計算したもの。(トラベルコスト)
- ⑥間接利用価値：動植物の生息・生育環境の保存や季節感を享受できる景観の提供など、環境の維持・改善、景観の向上に役立つ価値を計算したもの。(環境価値)
- ⑦間接利用価値：災害時の救助活動の場の提供など防災に役立つ価値を計算したもの。(防災価値)

イ 採用した費用便益分析の手法等

改訂第 4 版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル

(平成 29 年 4 月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 (平成 30 年 8 月 一部改訂))



	<p>(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性</p> <p>ア 盛岡南公園内に設置することで、公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、相乗効果が期待できること。</p> <p>イ 事業者は、県内企業への優先的な業務発注や資機材等の県内調達、施設職員への地域人材の活用を予定しており、経済効果や雇用効果が見込まれる。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設計画の妥当性</p>	<p>(1) 規模の妥当性</p> <p>野球場施設については、県民や利用団体等からの意見を踏まえ、先行して整備された近年の野球場・屋内練習場の事例、現県営野球場の利用実績等を勘案した結果、事業者から提案された、以下の施設規模は妥当なものとする。</p> <p>ア 野球場</p> <p>(ア) フィールドサイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認野球規則で定める施設基準に合致する仕様。</li> <li>・ 両翼 100m、中堅 122m</li> </ul> <p>(イ) 収容人数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容人数 20,000 人</li> <li>内野席：現県営野球場と同程度の 12,000 席。 (現県営野球場：12,462 席)</li> <li>外野席：8,000 人 (現県営野球場：約 12,500 席)</li> </ul> <p>【参考とした類似施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋田こまちスタジアム (収容人数 25,000 人)</li> <li>・ 沖縄セルラースタジアム那覇 (収容人数 30,000 人)</li> <li>・ 新潟県立野球場 (収容人数 30,000 人)</li> </ul> <p>イ 屋内練習場</p> <p>(ア) グラウンドサイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校野球や社会人野球等における内野手の連携守備練習が可能となる規格に設定。</li> <li>・ 広さ 50m×50m</li> <li>・ 高さ 12.0m、建物高 15.3m (最高点)</li> </ul> <p>(イ) 利用形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内野手の連携守備練習が可能等、野球競技を主とした利用を想定するほか、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設。</li> </ul> <p>【参考とした類似施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡草薙総合運動場屋内運動場 (50m×50m)</li> <li>・ 愛媛松山中央公園屋内運動場 (40m×50m)</li> <li>・ 沖縄セルラーパーク那覇 (57m×66m)</li> </ul>

(2) 代替手段との優位性（既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等）

ア 高校野球、大学リーグ戦、社会人野球等の東北・全国規模の大会を開催できる野球場は県内に少なく、また、プロ野球1軍公式戦を開催できる球場は、県内で県営野球場のみであり、代替施設はないこと。

イ 野球の内野手の連携守備練習が可能な規模の屋内施設は、県内にはないこと。

(3) 建設予定地選定の妥当性

ア 検討した候補地

盛岡南公園内（盛岡市永井7地割16-2外）

イ 選定理由

① 盛岡南公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、野球場の建設により相乗効果が期待できること。

② JR駅（岩手飯岡駅）から徒歩圏内であり、盛岡南ICからも近いことから、盛岡市以外に在住する県民にとってもアクセスが良いこと。

③ 県・東北規模から全国規模の大会やプロ野球1軍公式戦を開催するに当たり、観戦者用の駐車場確保が可能なこと。

（既存の県営野球場で大規模な大会を開催する場合には、観戦者用駐車場は少ない。）

④ 盛岡市保有の土地であり、新野球場整備に係る用地取得の必要がないこと。

(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等）

ア 野球場観客席に車いす用の座席（100席：オリンピック施設基準と同程度）を設置し、動線及び介助者用椅子を確保。

イ 高齢者や障がい者の移動に配慮として、エレベーターを野球場内野席に2基、屋内練習場に1基設置。（急病人やけが人の搬送の際、ストレッチャーも使用可能）

ウ 野球場外野席後方に設ける1/20勾配の緩やかなスロープにより外野席に容易にアクセスが可能。

エ 車いす利用者が安心して観戦できるよう、各種車いすエリアの近傍に多目的トイレを設置。

オ 各所に設置されるトイレ等は、安全に身体障がい者・高齢者の利用が出来るよう考慮。

カ 自然災害や火災発生時等に、来場者等が迅速かつ安全に避難できる動線を確保。

キ 駐車場や周辺道路からの歩行者専用通路を整備するなど、歩車分離により、歩行者の安全を確保。

環境保全と景観への配慮	<p>(1) 環境に対する影響及び保全対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分</p> <p>① 整備地は、盛岡南公園内である。</p> <p>② 岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「E」（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域）である。</p> <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費</p> <p>① 事業の実施にあたっては、次の事項に配慮して実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、及び廃棄物の適正処理。</li> <li>・ 環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）。</li> </ul> <p>② 建設予定地内に、希少な植物の生息が確認されており、今後、盛岡市及び事業者との協議を進め、生息環境を保全する取組を実施する。</p>
	<p>(2) 景観に対する影響及び配慮</p> <p>整備地は、盛岡市景観条例において「田園・丘陵景観地域（景観形成地域）」とされていることから、本事業は盛岡市景観計画に沿って景観に配慮の上、実施されるものである。</p>
その他	<p>(1) 地域住民等の意見とその対応</p> <p>競技団体をはじめとするスポーツ関係団体へのヒアリングの中では、野球場近隣の住宅街への騒音や、ファウルボールの危険回避への配慮が必要との意見が寄せられ、それらを配慮した球場位置となっているもの。</p>
	<p>(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応</p> <p>本事業は、PFI手法を導入しており、運営・維持期間も15年間と長期にわたるものとなっている。そのため、事業の継続性・安定性や業務の確実な遂行をモニタリングする体制を金融機関も含めて構築することとしており、利用者への安定的なサービスの提供を図っていく。</p>

総 合 評 価	(1) 総合評価	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">           対応方針案         </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">             事業実施           </div>           ・ 要検討 (     )     ・ その他 (     )         </td> </tr> </table> <p>○ 総合評価に係るコメント</p> <p>県営野球場は、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されてきたが、建設後49年が経過して老朽化が著しく進行していること、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>また、同様の課題を抱える盛岡市と共同で新野球場を整備することにより、それぞれが単独で整備する場合に比較して経費の圧縮事業費の縮減が可能である。なお、費用便益比は <del>1.92</del>1.49 である。</p> <p>更に、新野球場に併設される屋内練習場は、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設となっており、新野球場とともに県内のスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興にも繋がるものである。</p> <p>なお、本事業の実施に当たっては、希少野生動植物の保全に向けた取組を実施するなど、環境保全対策を講じる。</p> <p>以上のことから、「事業実施」とするものである。</p>	対応方針案
対応方針案	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">             事業実施           </div> ・ 要検討 (     )     ・ その他 (     )	
	(2) 要検討、その他の場合対応案	

※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特性に応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

# 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業位置図

## 盛岡南公園野球場（仮称）位置図



### 盛岡南公園未開設区域イメージ図

- 【整備予定地】  
盛岡南公園内(盛岡市永井7地割16-2外)
- 【整備予定地面積】  
盛岡南公園19.7haのうち未開設区域の9.18ha
- 【野球場の仕様】
  - フィールドサイズ: 両翼100m、中堅122m
  - 収容人数: 20,000人(うち内野席12,000席)

(このうち、内野席に50席、外野席に50席、計100席の車いす席を設定)



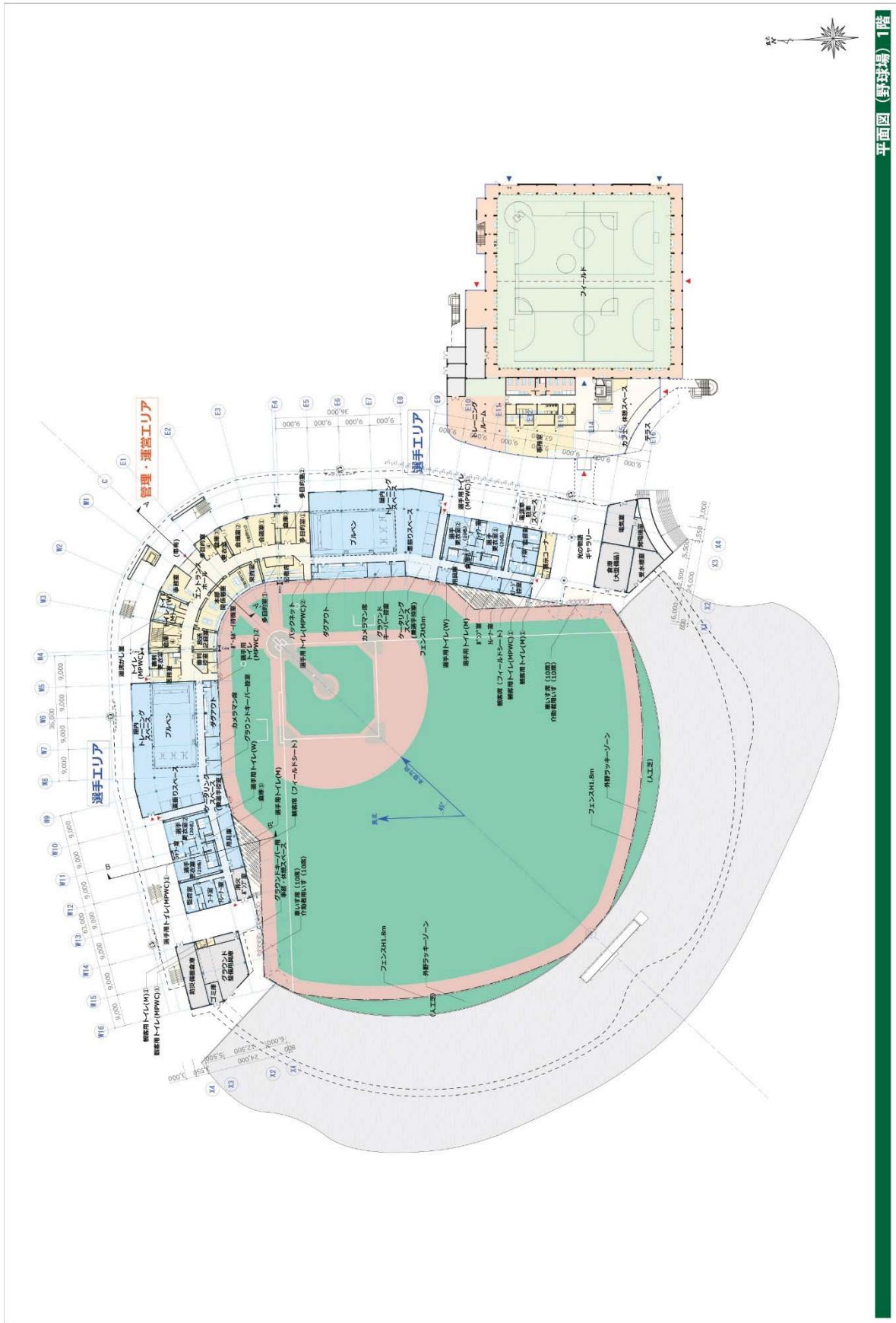
(出典:地理院地図を加工)



盛岡南公園位置図









盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 イメージ図（全体鳥瞰）





盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 イメージ図（屋内練習場）



## 大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果

## 1 意見募集の実施状況

## (1) 意見募集を行った事業

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業【事前評価】

## (2) 意見の募集期間

令和元年12月12日（木）～令和2年1月8日（水）

## (3) 公表方法

- ◆行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- ◆県公式ホームページへの資料等掲載
- ◆報道機関への発表
- ◆県広聴広報課ツイッター

## (4) 意見の募集方法

郵送（持参含む）、ファクシミリ、電子メールによる意見提出

## 2 意見の提出状況

## (1) 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業【事前評価】

郵便	ファクシミリ	電子メール	意見提出件数
1	0	0	1

意見検討結果一覧表

(案名：大規模施設整備事業事前評価についての意見募集  
対象事業：盛岡南公園野球場 (仮称) 整備事業)

号	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	北上低地西縁断層帯の直下型地震が発生した際の「一次避難場所」として利用できるように、食糧・水・毛布等の備蓄をそなえ、また、緊急時にはいつでも無料開放可能なように整備して下さい。	本事業においては、災害に備えた備蓄や災害時に利用可能な設備の設置のほか、災害発生時における一時避難場所としての利用や救援物資の受入など、地域の安全安心に資する施設となるよう整備を進めていきます。	C (趣旨同一)

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)

## 審議結果報告（様式案）

令和2年 月 日

岩手県政策評価委員会  
委員長 加藤 徹 様

岩手県大規模事業評価専門委員会  
専門委員長 加藤 徹

### 大規模事業評価に係る答申について

令和元年12月9日付けで諮問の通知のありました大規模施設整備事業の事前評価について、令和2年●月●日開催の令和元年度第●回大規模事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、次のとおり決定しましたので報告します。

### 記

#### 1 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（事前評価）

##### 【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

##### 例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
  - (1) . . . . . すること。
  - (2) . . . . . すること。など

## 答申書（様式案）

令和2年 月 日

岩手県知事

達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会

委員長 加藤 徹

### 大規模事業評価について（答申）

令和元年12月9日付け政推第181号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。

#### 記

#### 1 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（事前評価）

##### 【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

##### 例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
  - (1) . . . . . すること。
  - (2) . . . . . すること。など